

化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価候補物質及び案件の募集について

1. 経緯

- (1) 労働分野における化学物質のリスク評価については、平成 18 年度に開始され、平成 29 年度までに 208 物質をリスク評価対象物質として選定しています。
- (2) リスク評価対象物質については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 の規定に基づく文書（SDS）交付義務対象物質のうち、IARC（国際がん研究機関）又はEU（欧州連合）で発がん性を有する可能性が高いと指摘された物質から選定してきたほか、神経毒性や生殖毒性の観点からも物質の選定を行っております。
- (3) 化学物質のリスク評価に係る企画検討会（以下「検討会」という。）では、平成 22 年度以降のリスク評価対象について検討した結果、リスク評価対象物質を選定するに際しては、その候補物質について、関係者から広く情報を募集することも必要とされました。

2. 募集する候補物質及び案件

このパブリックコメントで募集する候補物質及び案件は、職場において使用されている化学物質（物質名を特定できない案件を含む。）であって、労働者の健康障害を防止するために、国がリスク評価を行い、法に基づく規制等の要否を検討すべきと考えられるものです。

リスク評価において過去に選定した物質を資料③「これまでに選定したリスク評価対象物質一覧」に示しますので、御参考の上御提案ください。

なお、御提案いただく物質、案件に係る健康障害等について情報がございましたら、併せてお知らせください。

3. リスク評価対象物質の選定方法

- (1) 上記経緯を踏まえ、以下のとおりリスク評価対象物質の選定を行います。
 - ① 検討会参集者等からリスク評価候補物質及び案件について意見を求めます。
 - ② 上記 2. により任意のパブリックコメントを実施し、リスク評価候補物質及び案件について意見を求めます。
- (2) 上記（1）で提出されたリスク評価候補物質及び案件について、検討会において検討し、リスク評価対象物質を選定します。

なお、選定された物質については、国がリスク評価を行い、対策が必要と判断された物質については、健康障害防止対策を決定します（別添参照）。

4. 今後のスケジュール

- 平成 30 年 7 月 24 日 パブリックコメントの実施（検討会参集者等からの候補物質及び案件の募集）
- 平成 30 年 8 月 22 日 パブリックコメントの締切
- 平成 30 年 9 月 検討会においてリスク評価対象物質及び案件の選定

化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価制度について

リスク評価対象物質の選定

労働者への重篤な有害性が指摘され、又は健康障害防止措置の導入が求められる物質等を広く募り、国の検討会で選定。選定された物質は、労働安全衛生規則第95条の6に基づく有害物ばく露作業報告により、取扱量が500kg以上の事業場は、作業実態等の報告が義務付けられる。

有害物ばく露作業報告

国によるリスク評価

ばく露実態調査

高いリスクが推定される事業場で、物質用途、作業実態の把握、個人ばく露測定等を実施。

有害性情報の収集

主要検索サイト及び評価機関の評価資料等から、対象物質の物性、有害性の情報を収集。

ばく露評価

個人ばく露測定結果等からばく露濃度値、ばく露実態を算定。

有害性評価

有害性情報をもとに有害性評価を行い、評価値(ばく露限界値)を設定。

リスク評価

ばく露濃度値と評価値を比較し、リスクを判定。
また、問題となるリスクが確認された場合には、その要因を分析。
この結果を踏まえ、健康障害防止対策の必要性を判断。
※必要に応じて詳細評価も実施

健康障害防止対策の決定

対策が必要と判断された物質については、リスク評価結果をもとに、最適な健康障害防止措置(※)を検討するとともに、当該措置の規制化の要否、措置導入に際し必要な技術的事項を検討し、リスクの程度に応じた適正な対策を決定する。

(※) 措置例 作業主任者の選任、局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等